

平成29年3月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成29年3月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成29年3月1日（火） 午前9時00分 開会

出席議員（9名）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成28年度一般会計補正予算（第5号）〕
- 日程第 5 議案第 1号 中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 中川村税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 中川村児童クラブに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 四徳森林体験館等の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 5号 村道路線の廃止について
- 日程第10 議案第 6号 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第11 議案第 7号 平成28年度中川村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第 8号 平成28年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第 9号 平成28年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第10号 平成28年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第11号 平成28年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第12号 平成28年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第13号 平成29年度中川村一般会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成29年度中川村介護保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 平成29年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 平成29年度中川村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 平成29年度中川村水道事業会計予算

- 1番 高橋 昭 夫
- 2番
- 3番 松澤 文 昭
- 4番 鈴木 絹 子
- 5番 中塚 礼次郎
- 6番 柳 生 仁
- 7番 小池 厚
- 8番 大原 孝 芳
- 9番 村田 豊
- 10番 山崎 啓 造

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 村長 | 曾 我 逸 郎 | 副村長 | 河 崎 誠 |
| 教育長 | 下 平 達 朗 | 総務課長 | 米 山 正 克 |
| 会計管理者 | 半 崎 節 子 | 住民税務課長 | 井 原 伸 子 |
| 保健福祉課長 | 中 平 仁 司 | 振興課長 | 富 永 和 夫 |
| 建設水道課長 | 小 林 好 彦 | 教育次長 | 座光寺 悟 司 |
| 代表監査委員 | 鈴 木 信 | | |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 菅 沼 元 臣
書 記 松 村 順 子

平成29年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成29年3月1日 午前9時00分 開会

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから平成29年3月中川村議会定例会を開会します。
ここで議案の訂正があります。
承認第1号の専決処分書、平成28年度中川村一般会計補正予算(第5号)の表紙裏の鑑文の第2条の見出しが落ちています。見出しとして「地方債の補正」を加えていただけますようお願いいたします。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村長 平成29年3月中川村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ公私ともにご多用のところ定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。
中川村では、大雪に見舞われることもなく、比較的穏やかなうちに冬が過ぎてくれそうな気配で、日差しも日ごとに春めいてまいりました。
ただ、自然は穏やかでも、人間社会のほうは不穏な気配が高まっているように感じます。特に米国のトランプ政権は、丁寧さに欠ける乱暴なやり方が目につき、米国のみならず世界中の多方面から警戒されています。にもかかわらず、日本の安倍政権はトランプ氏への従属ぶりが世界で注目されており、先行きに不安を感じます。
例えばTPPについては、もはや話題にはならなくなったものの、さらに厳しい日米2国間の交渉が水面下で進められているのではないかとの声もあります。TPPによる地方、農山村の暮らしへの影響が心配されましたが、それ以上の影響をこうむることになるかもしれません。
軍事面でも米国への一層の貢献が要求され、沖縄で地元の民意が無視されているのと同じように、本土でも米軍の都合をそんたくする姿勢がさらに露骨になってくるのではないかと思います。既に東信地方では米軍の飛行訓練の轟音が問題になっています。住民の暮らしを守る地方自治の覚悟がますます問われていくことになるでしょう。
日本政府は、いつまでも米国にこびを売り盲従するのではなく、みずから主体的に考え、日本国憲法前文で誓ったとおり、世界の人々の平和のうちに生存する権利のために懸命に働く、真の意味で名誉ある国にならねばならないと考えます。それこそが本当の戦後レジームからの脱却だと思います。
さて、本定例会に提出する議案は、平成28年度中川村一般会計補正予算(第5号)

の専決処分の承認が1件、中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例など条例の一部改正が3件、四徳森林体験館等の指定管理者の指定が1件、村道路線の廃止が1件、上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更が1件、平成28年度中川村一般会計補正予算(第6号)など平成28年度補正予算が6件、平成29年度中川村一般会計予算など平成29年度予算が7件、以上、合計で20案件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重なご審議をお願い申し上げます。

よろしくをお願いいたします。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により7番 小池厚議員及び8番 大原孝芳議員を指名します。

○議会運営委員長 日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。
この際、議会運営委員長の報告を求めます。
過日行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。
皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日3月1日から17日までの17日間とするものです。
次に日程ですが、本日は、承認第1号の承認案件、議案第1号から第3号までの一部改正条例、議案第4号から第6号までの一般議案、議案第7号から第12号までの平成28年度各会計補正予算につきましては、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いいたします。
続いて、議案第13号から19号までの平成29年度各会計予算につきましては、上程から提案理由の説明、質疑まで行っていただき、質疑の後、議会先例によりまして予算特別委員会を設置し、特別委員会付託としていただきますようお願いをいたします。
なお、平成29年度各会計予算の村の方針に関する質疑につきましては、本日の質疑の中でお願いをいたします。
3日は常任委員会の日程とします。
6日及び7日は議案調査といたします。
8日及び9日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。質問者の人数の割り振りにつきましては、2日の通告締め切りを待って決定をし、当日の日程でお知らせをいたします。
議会全員協議会につきましては、9日の一般質問終了後及び17日、最終日の本会議閉会後に行っていただく予定です。
平成29年度予算の委員会審査の日程は10日13日14日としますので、付託案件の委員会審査をお願いします。
15日及び16日は議案調査といたします。
最終の17日は、午後2時から本会議をお願いし、平成29年度各会計予算の委員長

報告、質疑、討論、採決に続いて陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書などの発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上が今定例会の会期及び日程であります。円滑な議会運営ができますようここにお願いをいたしまして、報告といたします。

○議長

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から3月17日までの17日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの17日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において可決された軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書、給付型奨学金制度の創設等を求める意見書、放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める意見書、誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、内閣総理大臣初め関係各機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本会議までに受理した陳情については、議会会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本例例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成28年度一般会計補正予算（第5号）〕

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○副村長

承認第1号 平成28年度の中川村一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

平成28年度中川村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによらし、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出が同額であり、いわゆる金額につきましてはゼロ円補正でございます。

第2条、見出し、つけ加えていただきましたが、地方債の補正であります。第2表、地方債により平成29年2月2日に専決処分をしたものでございます。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。変更で、起債の目的であります村道整備事業・大草中央線・過疎対策事業債と橋梁修繕事業・全村2橋の過疎対策事業債の限度額を事業の進捗状況に合わせまして、村道整備事業につきましては190万円増額し、橋梁修繕事業は190万円減額するものであります。

6ページをお願いします。

歳入は、23款 村債で事業間で調整を行うものであります。

7ページ、歳出は、土木費の道路新設改良事業におきまして、道路改良事業で事業の進捗状況に合わせまして増額をするものであります。

橋梁維持管理費、金額は補正額ゼロでございますが、委託料として橋梁点検業務委託料430万円を増額し、工事請負費を同額減額するものであります。これは、社会資本整備交付金の決定額に対しまして、橋梁修繕工事で実施設計による減額と入札差金が生じたことから、交付金の有効活用を図るため、5年に1回の橋梁点検業務のうち8橋分を今回計上したものであります。

8ページをお願いします。

14款 予備費で収支の調整を行うものであります。

社会資本整備交付金事業の橋梁整備分にかかわる分につきましては、年度内の完了が必要なことから、業務日数確保のため専決処分を行ったものであります。

承認いただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第5 議案第1号 中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第1号について提案説明いたします。

提案理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い本案を提出するものであります。

本条例は集合条例となっておりまして、めくっていただいて、改正条例本文1ページ目、第1条は、中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

例規集は第1巻567ページからであります。

2ページ目、第2条 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということでありまして、例規集は第1巻781ページからであります。

もう1枚の新旧対照表をごらんください。

1ページから4ページまでは第1条による改正でありまして、1ページ目、最初、第5条の3第1項及び第2項は、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しについてであります。育児休業等の対象となる子どもの範囲につきまして、特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組、里親に委託されている子等を加えるものであります。

3ページ、第12条であります。介護休暇の分割取得についてでありまして、介護休暇取得期間を3つの期間に分割して通算6月まで取得できることとするものであります。

第12条の2、3ページから4ページにかけてであります。介護のための所定労働時間の短縮措置についてということで、介護休暇とは別に連続する3年の期間内において介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとするものであります。

5ページから9ページまでは第2条による改正内容であります。これにつきましては、一般職の国家公務員の給与改定等に準じまして扶養手当の見直しを行うものであります。

5ページ下段、第14条であります。配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額をし、それにより得られる原資を用いて子に係る手当額を引き上げるというものでありまして、配偶者につきましては1万3,000円から6,500円まで減額し、子については6,500円から1万円まで増額するというものであります。

以上につきまして、実施時期につきましては平成29年4月1日からとするものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 中川村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 議案第2号 中川村税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年11月28日に交付され、原則として公布の日から施行されることに伴い、中川村税条例等の一部を改正するものでございます。

なお、改正条例は、第1条の中川村税条例の改正と第2条の平成28年条例第12号中川村税条例等の一部を改正する条例の一部改正の集合条例となっております。

主な改正点は、法人住民税法人税割の税率引き下げの実施時期の変更、軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長です。

お手元に新旧対照表と第2条の資料として平成28年条例第12号 中川村税条例等の一部を改正する条例の改正について見え消しをした条文をお配りさせていただきましたので、条例とあわせてごらんください。

まず第1条 中川村税条例の一部改正は、制定附則第7条の3の2について、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を延長する改正で、個人住民税の住宅借入金等特別控除の対象となる家屋の居住年の期限が平成33年まで延長となります。

続きまして第2条 中川村税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。今回の改正では、同じ条を削除し、改めて規定しているものが主なものとなりますので、それ以外の改正について説明をさせていただきます。

最初に制定附則第16条 軽自動車税の税率の特例についてです。軽自動車税のグリーン化特例が1年延長となり、軽自動車税の環境性能割の導入時期が平成31年10月1日に変更となります。

次に、平成28年改正条例の附則第1条 施行期日については、法人住民税法人割の税率引き下げの実施時期及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったこ

とに伴い施行期日が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更となります。

改正附則第 2 条の 2 村民税に関する経過措置は、法人税割の税率引き下げの時期が平成 31 年 10 月 1 日に変更となったことに伴う規定の整備となります。

改正附則第 3 条の 2 軽自動車税に関する経過措置は、軽自動車の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例の 1 年延長に係る経過措置の新設となります。

改正附則第 4 条は、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴い、適用年度が平成 29 年度から平成 32 年度に変更となります。

なお、施行期日は公布の日からとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。
日程第 7 議案第 3 号 中川村児童クラブに関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 それでは議案第 3 号について説明いたします。
例規集は 2 巻の 171 ページからであります。
本案は、児童クラブの月額利用料金について多子世帯に対する軽減措置を設けるものであります。
議案最終ページの参考資料をあわせてごらんください。
児童クラブの月額利用料金は、現在、同一世帯からの複数の児童が利用する場合に保育料のような軽減措置がありません。これまで、利用者あるいは利用を希望する方から同時利用の軽減がないので兄弟同時の利用あるいは利用そのものを見合わせているという声が寄せられていました。最近の国を挙げて子育て支援の充実に取り組むと

いう要請のもとで、児童クラブ運営委員会でもこの点を改善すべき課題であると認識するに至り、本年度 3 回の会議を開催して検討してまいりました。その結果、同時利用を要件とせず、利用する児童のその世帯における 18 歳未満の児童についての順位に応じて月額利用料を軽減し、1 人目から 4 人目以降までの 4 段階の料金設定とすることといたしました。金額については、現行の月額 5,000 円を基準に 2 分の 1 ～ 4 分の 1 の水準としたところであります。

条例の改正箇所は、第 3 条第 1 項第 1 号の字句の整備、第 3 条の第 2 項と第 3 項を 3 項ずつ繰り下げ、新たに第 3 条第 2 項及び第 3 項に多子利用の場合の軽減措置、第 3 条第 4 項に学校の長期休業時の利用にも同様の措置を行う旨の計 3 項を追加、そのほか項ずれに伴う字句の整理をいたします。

施行は平成 29 年 4 月 1 日からといたします。
以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

○6 番 (柳生 仁) 児童クラブの利用料金が改正されまして、大変いいことでありますけども、子育てをしっかりと応援するっていう意味においては、4 人目あたりは無料がいいか、もっと減額してもいいんじゃないかと思えますけど、この辺はどんな検討がされたかお願いします。できれば、3 人 4 人っていうのはもっともっと減額して、お父さんお母さんがしっかりと働けるような環境をつくっていくのがいいんじゃないかと思えますけども、この点をお願いします。

○保健福祉課長 児童クラブの利用料の改定に当たりましては、近隣団体の状況等も参考にさせていただきました。状況さまざまございますが、多くのところは同時利用の場合の半額の減額というところが主流でありました。
なお、もともとの月額利用料が 1,000 円と極めて安いところにつきましては、特段の多子利用の軽減もないという状況でありました。
それも踏まえまして、中川村としてどうするかということを考えてきたわけですが、これまで同時利用の場合というような要件も保育料にはあったわけですが、この際、そういった配慮はなしにして、同時利用でない場合でも軽減措置を導入することと、3 子 4 子については第 2 子を下回る軽減措置を導入していこうという結論に達しまして、今回のような金額を設定をしたところであります。
なお、水準につきましては、これからさまざまな団体でも見直しがされてくることかというふうに思いますので、まずは多子利用の軽減を導入したということを第 1 点と考えまして、今後については、また動向を見ながら検討してまいりたいと思っております。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
 日程第8 議案第4号 四徳森林体験館等の指定管理者の指定について
 を議題とします。
 朗読願います。
 ○事務局長 朗読
 ○議長 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 議案第4号について提案説明をいたします。
 提案理由は、四徳森林体験館等の指定管理者を指定するため本案を提出するもので
 あります。
 平成29年3月31日をもちまして指定期間が完了となる四徳森林体験館等の4施設
 につきまして、引き続き指定管理者を指定するものであります。
 四徳森林体験館、四徳オートキャンプ場につきましては、指定管理者の名称は「わ
 くわくしとく」、指定の期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの3年
 間とするもの、葛島山村広場、かつらの丘公園については、指定管理者の名称は有限
 会社トラスト、指定の期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間
 とするものであります。
 以上、よろしく審議をお願いいたします。
 ○議長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
 日程第9 議案第5号 村道路線の廃止について

を議題とします。
 朗読願います。
 ○事務局長 朗読
 ○議長 提案理由の説明を求めます。
 ○建設水道課長 それでは、議案第5号 村道路線の廃止について説明いたします。
 提案理由は、道路法第9条第3項の規定により村道路線を廃止するため本案を提出
 するものであります。
 今回廃止する路線は、別紙のとおり、路線名、滝戸川中線、起点の片桐3936-1か
 ら終点の片桐3855-1までの延長130.72m、幅員8.20~10.00mの道路で、場所は、
 添付いたしました資料1の中ほど、四角の3-286と表示いたしました右側になりま
 す。
 この路線につきましては、昨年9月の定例議会において説明いたしました県道北林
 飯島線の田島一中央間と村道滝戸川中線の振りかえにより廃止するもので、長野県へ
 の引き継ぎが完了したことによるものでございます。
 以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。
 ○議長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
 日程第10 議案第6号 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数
 の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更に
 ついて
 を議題とします。
 朗読願います。
 ○事務局長 朗読
 ○議長 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 議案第6号について提案説明いたします。
 例規集は第2巻2693ページからであります。
 提案理由は、平成29年3月31日をもって両小野国保病院組合及び伊北環境行政組

合が解散するため、上伊那地域公平委員会を共同設置している地方公共団体から両組合を脱退させ、それに伴い上伊那地域公平委員会共同設置規約を変更することについて協議するため提案するものであります。

規約の一部変更は、別表から両小野国保病院組合及び伊北環境行政組合を削除するというものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
お諮りします。

日程第11 議案第7号から日程第16 議案第12号までの補正予算について、議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、
日程第11 議案第7号 平成28年度中川村一般会計補正予算（第6号）
日程第12 議案第8号 平成28年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第9号 平成28年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14 議案第10号 平成28年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第11号 平成28年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第12号 平成28年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

以上の6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 私のほうから議案第7号 平成28年度中川村一般会計補正予算（第6号）について

ご説明いたします。

歳入歳出予算の補正で、予算の総額に4,220万円を追加し、予算の総額を36億5,640万円とし、繰越明許費は第2表 繰越明許費により、地方債の補正は第3表 地方債補正によるものでございます。

今回の補正は平成28年度の決算に近づけるためと国の補正予算に伴う追加などがあります。

5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費であります。事業名欄にあります地方創生推進事業と、1つ飛んでいただきまして農業振興事業につきましては、平成28年度国の補正予算による事業でありまして、実質的に年度内完了が困難であること、戸籍住民基本台帳費につきましては国が事業の繰り越しをしたための繰り越しということになります。道路橋梁費の村道新設改良事業以下4改良事業につきましては、河川法の手続、交差点協議や電柱移転交渉等に不測の日数を要したこと、村営住宅建設事業につきましては計画の策定に時間を要したことなどで、合せて8事業につきまして総額で1億5,822万3,000円を繰り越すものでございます。

6ページ、第3表 地方債補正でございます。

追加は、地方創生拠点整備事業、一般補助施設整備事業等債と公衆用無線LAN整備事業、過疎対策事業債で新たに3,430万円の起債を発行するものであります。

変更は、巡回バス購入事業、過疎対策事業債以下14事業分について事業の実施状況に合わせまして限度額の変更を行うもので、総額で1,730万円の減額となります。

追加と変更の総額で1,700万円の増額となるものであります。

9ページをお願いいたします。

歳入の補正であります。額の確定したもの、また実績見込み、国の補正予算に関連した財源を見込み、決算に近づけるための増減でございます。

主なものについてご説明いたします。

1款の村税であります。

個人住民税であります。1月の調定額から推計をして増額をするものであります。固定資産税は新築家屋、償却資産の増によるものでございます。

1つ飛んでいただきまして入湯税であります。四徳森林体験館の利用者増による増額でございます。

10ページ、6款の地方消費税交付金は額の決定通知による増額であります。

11ページ、14款 分担金及び負担金で、農林水産業費分担金で県営事業の事業費の減少によりまして地元分担金も減少となります。

12ページ、15款の使用料及び手数料、土木使用料のうち説明欄にあります道路占用料であります。旧の松川インター大鹿線、滝沢トンネル入り口付近の土地でございます。四徳渡りトンネルの資材置き場とするということで道路占用料が入ってくるようになっております。

13ページであります。16款 国庫支出金のうち国庫補助金の総務費国庫補助金で

3,017万6,000円の追加でございます。企画費の補助金で地方創生拠点整備事業になります。補助率は2分の1でございます。

総務費補助金のうち05の社会保障・税番号制度は、マイナンバー対応のシステム整備補助金になります。

民生費国庫補助金23万1,000円ですが、臨時福祉給付金等の給付事務のシステム改修に対する補助ということになります。

14ページをお願いします。

14ページの中ほど、民生費の県補助金32万1,000円ですが、重度訪問介護等利用促進支援事業補助金ですが、65歳以上の障害居宅介護サービス利用者に対します市町村負担に対する県の支援ということで、補助率は4分の3でございます。

農林水産業費の県補助金1,660万6,000円の減額ということになっておりますが、このうち説明欄にあります37の農地中間管理事業につきましては、担い手への農地集積が進んだことによる増額で104万5,000円です。

1つ飛んでいただきまして60の地籍調査事業ですが、国の予算割り当てが少なく減額となるものであります。

15ページ、17款 県支出金の総務費の委託金32万6,000円です。このうち徴税費の委託金ですが、納税義務者数割が増えていることによる増見込みで計上したものでございます。

17ページをお願いいたします。

19款の寄附金であります。

一般寄附金につきましては、補正前の額と合わせまして総額で1万5,000円になりますけれども、これは一般寄附金で青木まり子ライブ実行委員会からいただいたものであります。使用用途は庁舎管理費のAEDの整備に使っていただきたいということで、そちらのほうの既存の予算に充てることとなります。

教育費の寄附金は30万円ですが、説明欄にありますように、平成2年度の中川中学校卒業生2回生の成人式実行委員会様からと教育目的寄附ということで大阪府の方からいただいたものでございます。それぞれの充当先は括弧書きをしてある各学校の管理費、教育振興費等に充当することにしております。

ふるさと応援寄附金ですが、補正前の額と合わせまして今回67万1,000円の追加を行い、総額で77万円となります。総額の内訳では、県内の方々から2件、県外から9件のご寄附をいただきました。金額は1万円から30万円までとそれぞれでございます。全額基金への積み立てとするものでございます。

19ページをお願いいたします。

23款の村債ですが、これは6ページの地方債補正に記載をした内容の内訳となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

21ページをお願いいたします。

歳出であります。

歳出は、事業実績見込みによる更正減や国の補正予算への対応でございます。更正

減を除きまして支出のあるものを中心に主なものの説明をさせていただきたいと思っております。

25ページから26ページにわたります最下段の地方創生推進事業でございますが、国の平成28年度補正予算を活用いたしまして中川村仕事づくり拠点整備事業として上前沢地区に建設を予定しておりますお試しシェアオフィスの整備に3,888万円、美しい村中川の拠点整備事業として小平地区に予定しておりますお試し住宅の整備に2,908万円、また、3世代同居・近居支援事業補助の1件の追加を行うための費用を計上したものでございます。

続きまして29ページまで飛んでいただきまして、3款 民生費であります。

社会福祉総務費23万1,000円の増額ですが、これは上伊那広域連合の負担金ですが、臨時福祉給付金のシステム改修費の負担金になります。

障害者支援事業27万6,000円は、療育センターひまわりの通園療育負担金、児童発達支援施設つくし園の負担金ですが、利用の増加による増額ということになっております。

続きまして33ページの中ほどまでお願いいたしまして、5104の人・農地問題解決事業104万6,000円ですが、中間管理事業の機構集積協力金であります。先ほど申し上げました担い手への集積が進んだことによる増額となっております。

34ページ中ほどの6107農村災害対策事業でございます。片桐地区、南向地区の事業費減少に伴います負担金の減が大きなものというふうになっておりますが、農村地域防災減災事業負担金につきましては、千人塚ため池防災工事負担金が新たな支出となります。

36ページをお願いいたします。

5920地場センター管理事業14万1,000円ですが、チャオの運営協議会への負担金であります。駐車場の補修工事37万円のうち村負担となります38%相当分の負担金を計上したものであります。

37ページのふれあい観光施設管理事業は67万円ですが、需用費のところで望岳荘の玄関の自動ドアとこの部分の天井部分の修繕が新たに経費として計上したものであります。

38ページをお願いいたします。

8款 土木費の6401道路維持管理費でございます。使用料及び賃借料の節の部分で除雪重機等の借り上げですが、主に融雪剤散布にかかわる部分の追加でございます。

39ページ、住宅建設費でございますが、当初2カ所の土地取得を予定しておりましたが、住宅需要の状況を見る中で当面1カ所とすることとし、減額をするものでございます。

42ページからの教育費ですが、それぞれの施設の修繕に対応するため、また寄附金を活用して備品の整備を行うもので、ごらんをいただいた内容のものとなっておりますので、よろしく申し上げます。

46 ページの 14 款 予備費で収支の調整を行ったところでありますので、よろしく
お願いいたします。

以上、一般会計とさせていただきます、特別会計は担当課長からご説明いたします。

それでは議案第 8 号 平成 28 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3
号)をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 3,000 万円を減額し、予算の総額を 5 億 6,200
万円とするものです。

事項別明細書をごらんください。5 ページからになります。

まず歳入ですが、主には本年度分の実績見通し及び確定によるものであります。

被保険者数が減少傾向にあることから、国保税を 540 万円の減と見込みます。

6 ページの 5 款 国庫負担金の 243 万 3,000 円の減は、一般被保険者に係る療養給
付費分と高額療養費分の減と療養費及び介護納付金と後期高齢者医療費支援金の増額
によるものです。

7 ページの 6 款 療養給付費交付金の 1,081 万 1,000 円の減は退職被保険者の減に
伴う療養給付費、療養費の減と後期高齢者支援金の減によるものです。

8 ページの 7 款 前期高齢者交付金の 1,658 万円の減も本年度の交付額の確定によ
る更正減です。

9 ページの 8 款 県支出金の 1 万 9,000 円の増と 10 ページの 11 款 財産収入の 4
万円の減は、いずれも本年度の実績見込みによる増減であります。

11 ページの 13 款 繰入金の 28 万 5,000 円の増は保険基盤安定繰入金、保険者支援
分の増であります。

12 ページの 15 款 諸収入は実績見込み及び端数調整であります。

続いて 13 ページからの歳出の主な内容であります。1 款 総務費の 2 万 6,000
円の減は上伊那広域連合の負担金の変更によるものです。

14 ページからの 2 款 保険給付費は、1 項の療養諸費で療養給付費と療養費を
2,510 万円の減、2 項の高額療養費の一般と退職合せて 150 万円の減の見込みで、2
款全体では 2,660 万円の減となります。

19 ページの 7 款 共同事業拠出金の 304 万 7,000 円の減は、本年度で負担すべき額
が確定したことによるものです。

20 ページの 8 款 保健事業費と 21 ページの基金繰入金は歳入の補正に伴う財源組
み替えであります。

22 ページの予備費で収支を調整いたしました。

続きまして議案第 9 号 平成 28 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)
をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 1,500 万円を減額し、予算の総額を 6 億 1,200
万円とするものです。

事項別明細書の 5 ページからお願いいたします。

歳入の主な内容であります。4 款 国庫負担金の 100 万 4,000 円の増は、今年度

の国の負担分として確定が見込まれる額への更正増です。

6 ページの 5 款 支払基金交付金の 919 万 6,000 円の減と 7 ページの 6 款 県支出
金の 517 万 4,000 円の減も、4 款と同様に本年度分として確定が見込まれる額への更
正減です。

8 ページの 10 款 繰入金は一般会計からの繰入金で、歳出の保険給付費の減に対応
する村負担分の減と低所得者保険料軽減分の増及び事務費の調整で 199 万 1,000 円の
減です。

9 ページの 12 款 諸収入では、地域包括支援センターの事業諸収入について実績見
込みに合わせる調整として 35 万 7,000 円の増額をいたします。

10 ページからの歳出の主な内容ですが、1 款の総務費では、一般管理費、介護認定
事務費とも上伊那広域連合負担金の増減で、合せて 4 万 5,000 円の減です。

11 ページの 2 款 保険給付費は、要介護認定者数が落ち着いてきていることから、
介護サービス費と高額介護サービス費とを合わせて 1,525 万 5,000 円の減となります。

12 ページの 5 款 地域支援事業は事業内の費目の調整で、増減はありません。

13 ページの予備費で収支を調整いたしました。

続きまして議案第 10 号 平成 28 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第
1 号)をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 80 万円を減額し、予算の総額を 5,010 万円とす
るものです。

事項別明細書 5 ページからの歳入ですが、1 款 保険料の 5 万 5,000 円の増は、本
年度分の見込みと滞納繰越分の確定によるものです。

6 ページの 4 款 繰入金の 84 万 8,000 円の減は、一般会計からの保険基盤安定繰入
金の確定によるものです。

7 ページの 5 款 繰越金は額の確定によるもの。

8 ページの 6 款 諸収入は実績見込みによるものです。

9 ページからの歳出ですが、1 款 総務費の 2 万 5,000 円の減は、上伊那広域連合
負担金の変更によるものです。

10 ページの 2 款 広域連合納付金 84 万 8,000 円の減は、保険基盤安定分負担金の
更正減です。

11 ページの 3 款 諸支出金は実績見込みによるもの。

12 ページの予備費で端数を調整いたしました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議案第 11 号 平成 28 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)につ
いて提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 33 万円を減額し、総額を 2 億 475 万円とするもの
です。

歳入は、1 ページにありますように、新規接続に係る負担金 140 万円の増額と消費
税及び地方消費税還付金による雑入 327 万円の増額により、一般会計からの繰入金を

500万円減額します。消費税及び地方消費税還付金につきましては、消費税率、平成26年の4月の引き上げの際に申告をいたしました平成26年度及び27年度分の還付金でございます。

歳出は9ページになりますが、予備費を33万円減額して収支を調整したものであります。

次に議案第12号 平成28年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ116万円を減額し、総額を1億2,700万円とするものです。

歳入は、1ページにありますように、消費税及び地方消費税還付金による雑入184万円の増額と一般会計からの繰入金300万円を減額いたします。

歳出は7ページになりますが、予備費を116万円減額して収支調整したものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

○6番 (柳生 仁) 一般会計の26ページのお試し住宅についての質疑でございますが、私は、こうした予算につきましては大変歓迎しているものでございますけれども、こうした既に場所が決まったり既存の建物を解体したりとかいって具体的にできておるわけですけれども、さきの全協でも質問しましたけれども、こうした方たちの利用期間はどのように考えているのかとか、また利用料金がどうかとか、利用される方が村内の方なのか、村外の方なのか、どういった方なのかということ、また、子育ての方たちがおった場合には、その受け入れはどうするのかとか、集落のつき合いはどうするのかとか、こういったことがまだわかってきておらないわけでありまして、今後、こうしたことがいつころ明確に示されるのか伺います。

○総務課長 全協のときの説明でも申し上げましたけれども、これは国の補正ということで、つい最近決定が来たということで、企画のほうでも、まだ具体的な検討の中身が、まだ決まっていない部分があります。ただ、繰り越しになりますけれども、できるだけ早く進めたいという思いがありまして、来年度中には入居ができるようにというふうに思っておりますので、その都度、先ほどのご質問のあったような内容については、詰めながら、全協の段階等でご説明をしていきたいというふうに考えております。ただ、今の段階で何月までにこれをつくるとかということまでは申し上げられないので、ご了承いただきたいと思っております。

○6番 (柳生 仁) 全協のときの答弁と同じでございますけれども、こうして補正が、きょう通った場合には、できるだけ早急に手をつけていくと思っておりますけれども、シミュレーションというのは、やっぱり早目に聞きたいもんだなあと感じておりますし、大いに村民も期待しておりますので、今、きょうはここで何一つ定められないわけでありまして、できるだけ早い対応をしてもらって、スムーズな対応をお願いいたします。

以上です。

○議長 ほか質疑ありませんか。

○9番 (村田 豊) 私も今の地方創生に対する追加補正予算の、私の場合はお試しシェアオフィスの整備についてのことを質問をしたいと思います。

全協でも申し上げましたけれども、具体的に、これがいつごろ計画申請を上げたのか、それがいつごろ、決まってきたのは最近だと思いますけれども、具体的に全協に提示されたのは、私は2月22日の全協のときに初めてだったというふうに思います。きょうも副村長のほうから具体的にどこの場所へ事業実施をしますよということの地区名まで提示されましたけれども、具体的に、そういう話がなぜ事前に議会のほうにされなかったのかどうなのかということに対する、その辺の考えをまずお聞きをしたいというふうに思うのが1点です。

それから、もう1点は、私もこの事業に対して反対をするということじゃなくて、決め方に対する流れが余りにも前へ行政のみ進んでおるというふうに感じます。議会の中で、こういった地区だとか、言ってみれば目的に対する補助金を使えるから、今、総務課長のほうから話がありましたように、これから決めていきますということなんですけど、具体的な運営の方法だとか、地区の設定だとか決定だとか、そういったことを議会のほうでこれから決められるのか、あるいは、もう決めてあるから決められないのかということ等も出てきますけれども、その辺の考え方もお聞きしたいと思います。特に、これは、さっき話ありましたように全体で6,776万円、8,000万円近い――7,000万円近い数字のお金が動くわけなんで、それを全協で1回説明で、この定例会の中で補正予算の承認をいただきたいという、この流れに対する、私は余りにも粗雑な予算の決定の仕方じゃないかなあというふうに考えるわけですので、特に有効活用できるような方法を、繰り越しですから、これから議会側でも検討しながら進めますよということを確認をお願いをしたいというのと、今後、場所についても、あの場所がいいのかどうなのかということも地区の皆さんとよく協議した中で、有効活用できるような、村としての施設として生かせるような施設になるようなことを考えておるのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長 まず、議会の皆さんにお諮りをする時期が遅い、急ではないかということですが、昨年の12月議会で、やっぱり一般質問がございまして、お試し住宅についての内容をいただいたわけですが、そのときの答弁でも申し上げましたが、28年度の国の補正に対して申請を上げていると、それから、もう一つは29年度の県の事業に対しても上げていると、それは、12月の段階ではまだ採択の見込みが立たないということで、それが決まり次第お伝えしていきますよということをおっしゃったと思っております。それで、国の採択については1月末にそういう方向だという話が来まして、具体的な決定は2月に入ったくらいの段階でございましたので、そうしますと、必然的に2月の全協でしか申し上げられないということが、まず時間的なことでございます。

それから、国の補正予算でございますので、28年度でございますので、3月議会に計上しないと間に合わないということもございまして、金額については計上させて

いただいたということでございます。

それで、中身については、先ほどご質問もありましたけれども、本来なら中身をきちんと詰めてからというのが筋でございますけれども、先ほどの事情がありましたので、とりあえず金額計上ということにさせていただいて、中身については現在も検討を進めておりますが、できるだけ早い段階で、また全協等でお知らせをしていきたいというふうに思っております。

○村長 随分、もう数年前からですね、地域力、地区、それぞれの地区の力をどんなふうに維持していくのかというふうなことで、新しい担い手を受け入れるというふうな、迎え入れて活躍してもらおうということを考えていかねばいけないというようなことをですね、それぞれの地区に向かって投げかけてきたつもりなんですけれども、その中で、ある地区のほうで、ある地区のことはいいですかねえ、小平地区のほうでですね、まず、まず地区の地域力について、小平のほうから声を、こう、危機感を持って、何とかしたいからってということで、みんなで一生懸命考えるというふうな形になってきたという中でですね、じゃあそこでやりましょうというふうなことの中でですね、どの場所がいいかみたいなことの選定もしていく中で、一つの新しいお試し住宅、それから、その後の定住住宅というふうなことを今煮詰めて、それで、ご質問のありました、柳生議員からご質問のあったというふうな形で受け入れるのかってということについては、地区のほうもですね、どんな形の、例えば地区費をどうするのかとか、もともとの担い手のことのことですから、地区作業とかお祭りとか、どんどん出ていってもらわなくては、参加していただきたいわけなんですけれども、その辺をじゃあどういうふうにするのかとかいうふうなところはですね、こちらサイドで決めるだけではなくて、やっぱり受け入れの地区のほうの考えとあわせて協議をしながらですね、早々に煮詰めていって、地区のほうでもこれだったらいいな、それから来る人にとってもこれだったら喜んで来てもらえるんじゃないのかなというふうなところを考えていきたいというふうに、考えていかなければいけないというふうに考えております。

それから、シェアオフィスについては、上前沢の住宅が今後、今まで地域おこし協力隊の家族、住んでくれていたんですけども、そこがあいてくるということで、そこもせっかくのものがあるから上手に使っていかなくてはいけないなというふうなことを考えておった中でですね、議会のほうからもシェアオフィスというようなことで成果を上げているところがあるよというふうなご提案もありましたし、それからまた、美しい村連合で、先日、静岡県の松崎町に行ったときには、そちらのほうでも、やっぱり大手企業なんかも入って、地域みんなが集まっているような活動をして、いろんなことを展開を広げていくというふうな、そういうおもしろい試みがなされておるといふふうなこともありました。そういう先行する事例をですね、聞きながら、どんなふうな形であれを利用するのがいいのか、村内にいろいろな方がいらっしやって、いろんな才能があると、それを、それだけじゃなくて、外のいろんな企業ですとか、外の才能と内の才能とが、こう、そこでですね、スパークして新しいものが生まれてくるような、そして新しいビジネスが起こってくるような、そんなふうな形にな

ればいいなというふうなことを考えておるんですけども、それについては、その協力してくれそうなところも幾つかございますので、そのあたりの人たちと、それからまた村内のそこで活躍をしてくれそうな方と集まって、じゃあどんなふうな形の運営をしていけばいいのか、どうすれば一番使いやすいのか、どうすれば一番成果が上がるのかみたいなことを相談して進めていくことになると思います。もちろん、その中にはですね、地元の皆さん方、その一つのおうちを使うわけですから、地元の地域の活動について、どんなふうな形でうまく協力していけるのかとか、地元で迷惑かけずに、地元にとってもメリットのあるようなやり方はどうなのかというようなことで、地元のご意見も聞きながらやっていかなければいけないなというふうには考えております。

何分、今回の国のほうのあれが、予算が取れたわけなんですけれども、それが取れるかどうかわからない、今手を挙げないとというふうな状況の中で、手を挙げて取れたと、これがだめだったら来年度の何かいい予算を取ろうというふうなことで考えておったわけなんですけれども、ありがたいことに今年度の補正予算というふうな形でついて、来年度の繰り越してやっていくというふうなことなので、まず予算が確保できたので、先ほど申し上げた成果の上がるような形、そしてまた地元にとってもメリットのあるようなやり方というのを、これから皆さんのご意見も聞きながら組み立てていくというふうな、そういうふうなことでございます。

よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。

○9番 (村田 豊) 前半の回答は試し住宅のほうの回答だったというふうに思います。

特に、いつも言っておるんですが、ハード事業の場合には、非常に細かい具体的な検討をして決めていかないと、必ず後になって使われない施設、あるいはまた投資は多いんだけど効果が上がってこないということが多いわけなので、例えば、来年度事業の中にもあると思いますが、4,000万円の施設をつくるに当たっては、一年間、具体的な検討をして、相当ヒヤリングを重ねながら事業実施にこぎつけられるような組み立てをしていくということがあるわけですので、6,700万円の余という金額であるわけなので、特に、つくっちゃオ等々につきましても、細かな運営の内容等が決まっていなくてあいつた大きな施設つくったために、今、非常に苦しんでおるといふこと等もありますので、そういう点では、十分なる効果が上がるような討議を議会側でもこれから議員提案をしようという時期に、ただお題目に対する総論の中で、取り組みをするということでこの事業を引いてきたんですけども、富士見町のように各論へ行っても否決されるということがないようなことを、ぜひ、そんな点の配慮をしていただきたいというふうに思いますので、その点、意見として申し上げておきたいと思います。

○副村長 ご質問ではなくご意見ということでございますけれども、先ほど来から、総務課長、また村長のほうから話をさせていただきましたけど、細かい検討をする期間がなく、日程のゆとりがないままに国のほうでの地方創生推進交付金事業ということで、逆を言えば、もう少し交付金事業をする国のほうでもゆとりを持った予算の割り当てとい

うか、事業の組み上げをしていただければよろしいんですけど、そういう余裕がない中で、過去、一般質問でもご質問いただいたり、それぞれご意見いただく雇用の場の確保でありますとか地域活力の維持というようなところをいただいております。そういったものを背景にして今回の計画を組み立てて予算計上をしたということでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

いずれにしても、効果が上がるようにというのは当然のことでございますので、これが将来的に村の雇用の場の確保につながる、もしくは新たな企業が来ていただけるというようなところが、すぐには出なくても、今までなかった部分を取り入れていくということをするといういい機会かなあというふうに思いますので、ご理解いただけたらというふうに思うところでございます。

また、財源についても、国の補助半額、また起債につきましても、通常債ですと交付税措置率が非常に悪いわけでありまして、補正予算債ということで、有利なものを過去も使っていきようというご指摘もいただいております、補正予算債等で、充当率、また交付税措置率もいいという中で、今回計画をさせていただいたものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 ほか質疑ありませんか。
○8番 (大原 孝芳) 今の関連でお聞きしたいんですが、今までの過程についてわかりました。全協でもいろんな今と同じような意見が出ましたので、議会としてはですね、もう少し事前にですね、お話があったほうがいいんじゃないかっていうような話もね、出ていたんですが、採択されたのがですね、最近ですので、こういう状況になったかと思っております。

委託料の中でですね、2段目にですね、お試し住宅・シェアオフィス活用支援業務って242万円盛ってあるんですが、これは、あれですかねえ、例えば、何ですか、地域おこし協力隊を入れるとかですね、それから、これに対する人件費的な、そういう見積りかどうかっていうことをちょっと聞きしたいと思います。

それとですね、私たちも、議員は全員、そのシェアオフィスっていうのをね、ちょっと神山町ぐらいしか知らないんですが、そういうイメージでみんな思っているんですよ。それで、例えば、村長のさっきのお話の中で、例えば地域の方がね、シェアオフィスを使われるっていうことなのか、よそから来て使っていただくかちゅうことは、ちょっとまだわかんないんですが、例えばよそから来られたときにですね、これは、もし、そのシェアオフィスをされたときに、じゃあ、その住むところをどうしようかっていう話になってきたんですよ。ですので、ちょっとまた、そこら辺もですね、ちょっと組み立ての中に、神山町あたりはね、よそから来ていただいても、ちゃんと住宅を確保してあげられるわけですよ。例えば村内の方がシェアオフィスを使うなら今住んでいるところを使えばいいんですがね、そこら辺もちょっと、非常に、これから初めてのケースですので、いろいろ難しいところがあると思うんですが、今、議会もね、いろんなことを心配されているわけですので、ぜひ、本当に成功するようによろしく、そして国の非常に補助率も高い事業でございますので、これが成功すると

ですね、本当に起爆剤になると思いますので、ぜひ、そこら辺を考慮していただきたいということをつけ添えて、最初の質問だけちょっとお願いしたいと思います。

○副村長 ただいまのご質問にありました委託料の関係でございますけど、なかなか村にもこうしたノウハウ等ございませんので、ノウハウをお願いするために都会でのプロモーション活動等をするということも含まれております。また、設計のアドバイス等も、通常の一般建築物と違いまして、どういう形でシェアオフィスとして活用していくのがいいのかというようなことで、全国的な例等もございまして、そうしたアドバイスをいただきながらするということのための費用ということになっております。ですので、シェアオフィスだけでなく、先ほどのお試し住宅につきましてもさまざまな情報の入手等をするために業務支援をしていただくというための費用ということでもあります。ただ、具体的に、それじゃあどこにお願いをするとか、そういうことは、今後、この費用の中で賄っていかれたらということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 ほか質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
まず議案第7号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
次に議案第8号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
次に議案第9号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
次に議案第10号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
次に議案第11号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第 12 号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。
 ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時 15 分とします。

○議 長 [午前 1 0 時 3 2 分 休憩]
 [午後 1 時 1 5 分 再開]
 会議を再開します。
 お諮りします。
 日程第 17 議案第 13 号から日程第 22 議案第 18 号までの平成 29 年度予算について、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議 長 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
 異議なしと認めます。したがって、
 日程第 17 議案第 13 号 平成 29 年度中川村一般会計予算
 日程第 18 議案第 14 号 平成 29 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
 日程第 19 議案第 15 号 平成 29 年度中川村介護保険事業特別会計予算
 日程第 20 議案第 16 号 平成 29 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 21 議案第 17 号 平成 29 年度中川村公共下水道事業特別会計予算
 日程第 22 議案第 18 号 平成 29 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
 以上の 6 議案を一括議題とします。
 提案理由の説明を求めます。

○村 長 それでは、平成 29 年度予算の予算編成の考え方をまずご説明申し上げます。
 お手元に資料があるかと思えます。
 平成 29 年度は、皆さん御存じのとおり 4 月に村長選挙を控えております。新たな政策的な歳出は、新村長の就任後、新村長と協議の上で決定されるべきでありますので、来年度当初予算は骨格予算となります。
 しかしながら、実施の必要がある大型の事業が 2 件あり、その結果、数字だけを見れば、一般会計は 34 億 3,800 万円、特別会計、水道事業会計を加えた全会計の合計でながら、実施の必要がある大型の事業が 2 件あり、その結果、数字だけを見れば、一般会計はとわかりやすく申し上げるとですね、マスコミの方々にも申し上げましたけども、骨格であるけれども大型であるということで、一言でいうと骨太の骨格予算ということになります。ここのことをでね、実は、大鹿村の柳島村長に申し上げましたところ、「ただのメタボなんじゃないの。」と言われましたが、メタボではなくて、あくまでも 0 万円となり、ここ 10 年間で最大の規模となりました。この部分、ちょっとわかりいただきたいと思えます。

先ほど申し上げました必要な大型の事業のうちの一つはですね、10 世帯分の村営住宅の建設、実際は、建ててもらって、それを購入するという形になりますけども、その事業であります。村では、平成 24 年のガーデンハウス中田島Ⅱの戸建て住宅を 9 戸建てて以降ですね、村営住宅の建設はしておりません。その結果、平成 15 年の国勢調査の人口は 4,850 人となりました。村営住宅の整備は、中川村第 5 次総合計画や同後期基本計画にもうたっておりますし、まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略では具体的に 5 年間で 20 戸という数字を挙げております。そして、整備に向けて議会の皆様方とも協議を重ねてきました。人口減対策として先送りすることはできず、これに 2 億 5,200 万円余を計上しているところであります。

エコシティー・駒ヶ岳では、駒ヶ根市、飯島町、宮田村で伝送路の高度化を終了し残すは中川村のみとなっております。現の伝送路は、中川村がエコシティーに貸し出す形になってはいますが、新たな伝送路はエコシティーのほうで整備をいたします。この事業のために積んであった高度情報化基金 1 億 4400 万円を補助いたします。あわせて現在ある村の伝送路の撤去に 4,200 万円を計上しています。

上記 2 つの案件の合計は 4 億 3,800 万円となり、これを除けば、予算規模は 30 億円ちょうどとなって例年をやや下回る規模となります。

以上 2 つの大型事業のほかにも、教育や福祉の分野で特別な支援が必要であるなど、状況が切実なものについては当初予算に計上をしております。

また、国・県の有利な支援を活用して行う新規事業も幾つかあります。中でも申し上げておかねばならないのは、これは来年度予算ではなく、先ほど議案第 7 号で副村があります。中でも申し上げておかねばならないのは、これ方創生推進事業 6,796 万円を計上しています。これは、新たな担い手として地区に移り住んでもらう家族のお試し住宅 1 戸を建設し、また、議会からも提案のあった村内外のビジネスが交流して新しい発展が生まれることを期待するシェアオフィスの開設を行うものであります。今年度の補正予算であります。全額繰り越しとし、事業実施は来年度となります。

〇 翻 翻 手として移り住んでいただく方については、地区も移住者の方も了承することになれば定住をしていただくこととなりますけども、その住宅地については、土地開発公社で検討してもらうこととなります。

以上、当初予算編成の考え方を申し上げます。

次に来年度一般会計予算案の概要を別紙で申し上げます。

なお、本日は総代の皆さんの傍聴があり、予算書によって議場で詳細な説明をすることは省略をいたしますけれども、予算書につきましては、村民の皆さん方、総代さんも含めてですね、役場及び図書館で閲覧できますし、1 冊 2,000 円でございますけれどもご購入いただくこともできますので、ご興味のある方は、ぜひ詳しく見ていただければありがたいと思えます。

では、一般会計予算案の概要のほうで説明をいたします。

最初のページの上のほうの数行は今説明申し上げたこととかぶりますので、平成 29

年度予算総額から申し上げます。

一般会計の予算総額は34億3,800万円で、先ほど申し上げた村営住宅建設事業やケーブルテレビ伝送路設備高度化事業の計上により前年度比2億1,400万円、6.6%の増額計上となりました。

国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、公共下水道事業、農業集落排水事業の合計5つの特別会計の予算総額は15億6,200万円となっています。保険3会計の給付費などの減によって前年度比1,690万円、1.1%の減額計上となりました。下水道の2会計は、それぞれ増減はあるものの、引き続き維持管理中心の事業構成となっており、ほぼ前年度並みの予算計上となっています。

公営企業会計の水道事業会計は、歳出ベースで1億6,860万円、前年度比430万円、2.5%の減額計上となりました。

次に歳入についてご説明いたします。

村税4億4,425万円は歳入全体の12.9%を占めています。個人村民税や固定資産税の増額計上により前年度比336万円、0.8%の増額となっています。

地方交付税16億3,500万円は歳入全体の47.6%を占めています。うち普通交付税15億6,500万円は、平成29年度地方財政計画の地方交付税分2.2%の減額計上や前年度の交付実績などを踏まえ、前年度比3,500万円の減額といたしました。また、特別交付税7,000万円は、過去の実績、対象事業の試算を踏まえ、前年度比1,000万円の減額としております。

国庫支出金1億8,701万円は、障害者自立支援給付費の増加や耐震性防火水槽設置工事にかかわる消防防災施設整備費補助金などが計上されていますが、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の終了、社会保障・税番号制度システムの整備や陣馬形の森公園施設及び避難小屋の長寿命化改修工事が完了し、前年度比2,191万円、10.5%の減額となりました。

県支出金2億1,190万円は、地籍調査事業にかかわる補助金の増や林道銭峯線のり面改良工事にかかわる農山漁村地域整備交付金を新たに計上し、前年度比867万円、4.3%の増額となりました。

繰入金1億4,400万円は、さきに申し上げたケーブルテレビ伝送路設備高度化事業に充当するための財源として高度情報化基金を繰り入れ1億4,400万円の皆増となりました。

繰越金4,000万円は、平成27年度からの継続費である高齢者憩いの家改修事業の財源分の減により前年度比8,500万円の減額となりました。

村債4億8,330万円は歳入全体の14.1%を占め、うち過疎対策事業債は村債計上額の84.1%を占めています。橋梁点検・長寿命化計画策定事業、学校給食配送車購入事業分等を新たに計上するとともに、村道4路線の改良、村営住宅建設事業分等を引き続き計上いたしました。また、辺地対策事業債は、村道改良2路線分、公共事業等債は県営農村災害対策整備事業分を引き続き計上し、補助施設整備債は耐震性貯水槽建設事業分を新たに計上しました。村債全体では、新規、増額分と平成28年度完了事業

分との差し引きで前年度比2億910万円、76.3%の増額となりました。

続いて、歳出については、まず総合計画において福祉、保健、医療の充実として挙げております分として、保健福祉課、総務課の関連といたしまして、子育て支援では、片桐保育所の保育室床の改修205万円、みなかた保育所の保育室屋根塗装工事費207万円を計上し、保育環境の向上を図ってまいります。また、子育て世帯住宅取得支援事業150万円を本年度も引き続き計上し、若者の定住促進を促します。

青少年育成では、高校生通学支援事業107万円、奨学金返還支援事業150万円を本年度も引き続き計上し、子育て世帯、若者のUターン促進を図ります。また、子どもや家族のさまざまな問題に対応するため、新たに家庭相談員設置費236万円を計上いたしました。

高齢者福祉では、既存のサービスや扶助施策を継続するとともに、養護老人ホーム措置費816万円を拡充計上いたしました。

障害者福祉では、障害者支援事業として、自立支援給付費9,588万円、障害児通所・タイムケア事業1,024万円などを継続計上し、増加傾向にある福祉サービス利用の要望に対応できるよう予算計上いたしました。

保健、医療では、引き続き予防接種や健診時の予防事業1,852万円等を計上し、生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

2番目に教育の振興分野の教育委員会関連を説明いたします。

義務教育では、中川東・西の両小学校、中川中学校の既存の施設管理、教育振興関連経費を確保した上で、両小学校の職員室・校長室エアコン取り付け工事551万円と西小学校教室棟ベランダ防水シート改良工事586万円を新たに計上し、より安全な施設運営を図るとともに、給食配送車購入・給食センター改修事業1,094万円の計上により安全な給食の提供を行ってまいります。また、特別支援教育補助員・教育相談員賃金等1,567万円を引き続き計上し、心のケアなどを必要とする児童、生徒の支援を行います。

社会教育、社会体育、文化の継承と創造では、文化センターを初めとする多岐にわたる教育文化施設の管理経費を確保した上で、NVサウンドホールエアコン更新工事260万円を新たに計上し、施設利用環境の向上を図るとともに、公民館事業790万円の振興を図ってまいります。

3つ目に安心・安全の確保の分野をご説明申し上げますと、消防、救急では、2カ所の耐震性防火水槽設置工事1,900万円や消防団第2部詰所修繕工事380万円を新たに計上し、消防施設の整備を図ります。また、日々地域の安心と安全のため活動している消防団員の士気向上を図ることを目的とし、団員への商品券授与費200万円を引き続き計上いたしました。

防災では、住宅・建築物耐震改修等事業152万円を拡充計上するとともに、災害発生時に備え役場庁舎非常用発電機油庫設置工事600万円を新たに計上し、罹災時に備えます。また、災害時用地区備品整備交付金810万円を引き続き計上し、自主防災組織の支援を行います。

4番目に生活環境の整備、総務課、住民税務課、振興課、建設水道課関連になりますが、これにおきましては、住宅等の整備として、さきに申しあげました村営住宅建設のための事業費2億5,208万円を計上し、定住の促進を図ります。

公共交通では、老朽化したバス停の更新を行うためバス停設置業務費70万円を計上し、利用者の利便性を向上してまいります。

5つ目に、住民税務課の環境の保全として、環境対策の推進としては、リニア中央新幹線建設工事に伴う対策協議会の設置と工事に伴う車両通行による大気環境状況を把握するための大気環境測定器設置の関連経費48万円を引き続き計上しております。

循環型社会の構築では、伊南行政組合と上伊那広域連合の各種環境衛生関連負担金2,526万円を引き続き計上し、さらに環境の改善、保全に努めてまいります。

6番目として、総務課、建設水道課の関係する生活基盤の整備につきましては、景観では、公共的不要看板撤去事業10万円を計上し、美しい景観の保全と住民意識の高揚を図ります。

道路、橋梁では、村道の維持補修関連経費4,909万円、村道6路線の改良工事関連経費1億6,150万円を計上し、道路や関連施設の改良、維持、保全に努めるとともに、交通の利便性の向上と安全性の確保を図ります。また、引き続き橋梁修繕関連経費872万円を計上するとともに、5年ごと実施の橋梁点検と橋梁長寿命化計画の策定業務費3,150万円を新たに計上し、安全な施設の維持管理に努めてまいります。

次に産業の振興の分野をご説明いたします。

農業では、既存の農業振興施策にかかわる予算を確保しつつ、新規就農者対策として農業次世代人材投資事業、これはこれまでの青年就労給付金ですが、これに900万円を増額計上し、農業資源の発掘、新規就農者の確保、農地の利用促進を図ってまいります。また、農村災害対策整備事業では、南向・片桐地区と千人塚ため池の県営事業負担金1,055万円を引き続き計上いたしました。

林業では、これまでに林道黒牛折草峠線、林道陣馬形線の舗装が完了いたしましたが、広域基幹林道を初め路面などの劣化が進んでいることから、引き続き林道銭峯線改良事業2,108万円、林道維持補修事業325万円を計上いたしました。また、村有林管理事業599万円では、村有林保育費500万円、大草東山での水源林造成費875万円を引き続き計上し、村有林の管理に努めてまいります。

商工業では、商工会補助金668万円や制度資金などで1,285万円を計上しております。

観光では、引き続きスポーツ等の合宿による村内宿泊施設利用の補助事業50万円やふるさと名物開発補助金40万円を計上し、観光資源の確保、開発に努めます。また、地場センターの照明LED化工事費150万円を新たに計上し、施設の整備と経費削減を図ります。

8つ目に総務課と教育委員会が関係する地域づくり関連として、協働の村づくりでは、既存の地域づくりにかかわる予算を確保しつつ、地区集会施設及び周辺整備補助金200万円、牧ヶ原コミュニティーセンター設計委託料130万円を新たに計上し、地

区の活動拠点施設の整備を進めてまいります。また、3世代同居・近居支援事業200万円の拡充計上など、各種補助金を引き続き計上し、移住・定住促進の加速化を図ります。

最後に、議会事務局、総務課がかかわる行財政運営の関係は、健全財政では、引き続きふるさと応援寄附金をふるさと応援基金へ積み立て、関連する事業の財源として活用してまいります。

村長選挙費398万円、村議会議員補欠選挙費364万円を新たに計上いたしました。

次に歳出性質別内訳をご説明いたします。

人件費6億3,208万円では、職員の給与改定及び昇給に伴う増額などがある一方で、退職に伴う減額などにより、前年度比91万円、0.1%の減額となりました。

物件費5億9,589万円では、ケーブルテレビ伝送路既存施設撤去処分、橋梁点検・長寿命化計画策定業務など委託料が増額となったことにより、前年度比1億175万円、20.6%の増額となりました。

扶助費2億6,119万円では、障害者自立支援関連、老人施設措置費などの増額がある一方、臨時福祉給付金などの減額により、前年度比188万円、0.7%の減額となりました。

補助費4億3,850万円では、地域おこし協力隊活動交付金、農業次世代人材投資事業などの増額がある一方で、上伊那広域連合及び伊南行政組合への負担金などが減額となったため、前年度比614万円、1.4%の減額となりました。

普通建設事業費7億3,927万円では、橋梁修繕工事、高齢者憩いの家改修工事、陣馬形の森公園施設・避難小屋長寿命化改修工事などが完了した一方、新たにケーブルテレビ伝送路設備高度化事業補助金の計上、村営住宅建設事業家屋購入費の増額などにより、全体で前年度比2億3,148万円、45.6%の増額となりました。

公債費3億7,287万円では、高利な村債を数年にわたり繰上償還した結果、元利償還額及び利子償還額ともに減額となり、前年度比2,866万円、7.2%の減額となっています。

積立金、出資金1,283万円では、昨年度計上した高度情報化基金積立金の減額により、前年度比8,320万円、86.6%の減額となりました。

繰出金3億6,773万円では、国民健康保険事業、介護保険事業や後期高齢者医療特別会計、3会計の給付費などの減額見込みにより一般会計が負担する基準内繰出金が厳格となり、全体では前年度比68万円、0.2%の減額となりました。

財政状況に関しましては、公債費では、繰上償還の影響などにより、元利償還額が前年度比2,270万円、6.0%の減額となっているものの、平成21年度の6億1,795万円の村債発行から平成25年度まで年間の通常元金償還額を超える発行が続き、平成29年度においても4億8,330万円の発行を予定しており、今後、元金償還据え置き期間を経て償還が徐々に始まり増額していく見込みであります。

村債残高では、平成29年度末の見込みが29億7,933万円と減少しつつあり、交付税措置率の高い過疎対策事業債が残高の75.7%を占めています。ただし、自主財源比

率が22.7%と財政基盤が脆弱な当村では、地方交付税、国・県支出金などの動向により財政運営が大きく左右されることを念頭に村債計画を計画していきます。

基金残高では、平成27年度末残高で積立基金16億5,355万円、定額運用基金2億3,750万円で、合計18億9,106万円となっています。うち財政調整基金は10億7,440万円で、年間予算の約3分の1に相当する額を積み立てており、年間の歳入不足の調整や災害などの緊急時に備えております。また、特定目的基金は、4億3,643万円で、目的に沿った事業が速やかに実施できるよう財源確保を行っています。また、文化センターを初めとする各種公共施設が徐々に老朽化してきており、今後、その対策経費の増加が見込まれることから、それに対応し得る財源を確保するため平成28年度に公共施設整備基金を創設しております。

平成27年度決算に基づく財政の健全化判断比率では、村の標準財政規模に対する元利償還金の負担比率であるところの実質公債費比率は3.3%と、前年に比べ1.3%改善されております。

また、将来にわたり村が負担する負債の比率、将来負担比率は将来負担がマイナス、将来負担がなくて、逆に少し余裕があるという意味の算定数値なしという形になっております。

以上、一般会計予算案の概略について申し上げます。

不足している部分の補足説明と特別会計、企業会計につきましては、副村長及び担当課長から申し上げますので、よろしくようお願い申し上げます。

続いて議案の内容説明を求めます。

それでは、私のほうから議案第13号 平成29年度中川村一般会計の予算の議案内容につきましてご説明いたしますので、予算書の1ページをごらんください。

第1条で予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,800万円とするものであります。平成28年度の当初予算と比べまして2億1,400万円、6.6%の増額でございます。

第2条の債務負担行為は第2表により、第3条の地方債は第3表によるものとし、第4条の一時借入金につきましては最高額を5億円と定め、第5条の歳出予算の流用では人件費に限り同一款内における各項の間の流用ができるように定めるものであります。

2ページから6ページにかけて、第1表 歳入歳出予算で款、項別に金額を記載してありますので、ごらんいただけたらと思います。

7ページの第2表 債務負担行為についてでございますが、四徳の森林体験館の施設の指定管理料についてでありまして、期間は平成29年度から平成31年度までの3年間、限度額は90万円とするものであります。

8ページから10ページの第3表 地方債でございますが、コミュニティーセンター建設事業、過疎対策事業債などで、総額4億8,330万円の起債の発行を予定するものであります。平成28年度と比べまして2億910万円、76.3%の大幅な増額となっております。

歳入歳出の概要につきましては、先ほど村長がご説明したとおりでございます。

詳細につきましては予算特別委員会の席で説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。

特別会計については担当課長からご説明いたします。

それでは、保健福祉課所管の3つの特別会計についてお願いをいたします。

予算書及び予算説明資料2-6ページ~11ページをあわせてごらんください。

最初に議案第14号 平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出予算の総額を5億5,200万円と定めるものであります。前年度に比べ2,600万円、4.5%の減額となりました。

歳入のうち国保税は1億1,270万円で全体の20.4%、前期高齢者交付金は1億5,916万円で全体の28.8%、共同事業交付金は1億728万円で全体の19.5%を占めています。

歳出のうち保健給付費は3億2,820万円で全体の59.5%、共同事業拠出金は1億2,991万円で全体の23.5%を占めています。

支払準備基金からの繰り入れは見込んでいませんが、前期高齢者交付金や国の財政調整交付金には見通せない部分が多く、予断を許さない状況です。

また、国保の運営は、平成30年4月から県と市町村とが共同保険者になり、保険財政が県で一本化になります。このことに対応するため保険料の見直しが必要となってまいります。

次に議案第15号 平成29年度中川村介護保険事業特別会計予算をお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額を6億2,800万円と定めるものです。前年度に比べ700万円、1.1%の増額となりました。

今年度は3年ごとの介護保険事業計画第6期の最終年となります。

被保険者数の増によって保険料を前年比177万円余、1.5%増と見込みました。

国庫支出金支払基金交付金は、新総合事業の開始に伴って増額を見込んでいます。

歳出の保険給付費は前年比803万円余、1.4%減と見込みましたが、要支援認定者の保険給付が地域支援事業に移行しましたので、前年度との単純な比較はできません。介護予防日常生活支援総合事業費の増と合わせると、ほぼ前年並みとも言えます。

地域包括支援センターの体制強化とあわせて、地域支援事業は1,353万円余、82.6%の増としました。要介護認定者数が落ち着いていることから、介護給付費準備基金からの繰り入れは見込んでおりません。

次に議案第16号 平成29年度中川村後期高齢者医療特別会計予算をお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額を5,000万円と定めるものです。前年に比べ90万円、1.8%の減額となります。

この制度における村の役割は、保険料の徴収と徴収した保険料を県広域連合へ保険料負担金として納入することが主なものであります。

中川村の後期高齢者の数は横ばい傾向で、保険料に大きな増減はないと見えています。

○議長

○副村長

○建設水道課長

歳入のうち一般会計からの繰入金は保険基盤安定と事務費を合わせて1,441万円で、歳入全体の28.8%を占めています。

以上、よろしく願いをいたします。

議案第17号、第18号について提案説明いたします。

まず議案第17号 平成29年度中川村公共下水道事業特別会計予算ですが、公1ページをごらんください。

予算書本文第1条で予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,600万円と定めるものです。

続きまして4ページ5ページ、事項別明細書をごらんください。

予算の総額は、前年度に比べ600万円、3%の減額計上となっており、維持管理主体の事業構成となっています。

歳入では、負担金と使用料及び手数料は今年度の実績見込みに基づき増額を見込みました。

一般会計からの繰入金は700万円の減額計上となっていますが、これは歳出の公債費の減額に対応した結果となっています。

歳出では、工事費等の増額により事業費が96万9,000円増額となっていますが、公債費は元利償還金の減額により6,324万円の減額計上となっています。

その結果、総額で600万円の減額となっております。

以下、歳入歳出の詳細につきましては予算特別委員会で説明をさせていただきます。

次に議案第18号 平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計予算について提案説明をいたします。

農1ページをごらんください。

予算書本文第1条で予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,600万円と定めるものです。

続きまして4ページ5ページ、事項別明細書をごらんください。

予算の総額は、前年度に比べ900万円、7%の増額計上となっており、公共下水道同様、維持管理主体の事業構成となっています。

歳入では、負担金と使用料及び手数料は今年度の実績見込みに基づき増減をしたものです。

県支出金の400万円は、処理施設2カ所の機能診断調査に対する県からの交付金を計上したものであります。

また、一般会計からの繰入金は400万円の増額計上となっていますが、これは歳出の事業費の増額に対応した結果です。

歳出では、公営企業法適用準備及び機能診断調査委託料の計上等により事業費が954万5,000円と増額となっています。

公債費は、元利均等償還のため、前年度とほぼ同額を見込みました。

その結果、総額で900万円増額をなっております。

こちらにつきましても、歳入歳出の詳細につきましては予算特別委員会で説明をさ

○議長

させていただきます。

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

日程第23 議案第19号 平成29年度中川村水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第19号 平成29年度中川村水道事業会計予算について提案説明をいたします。1ページをごらんください。

予算書本文第2条 業務の予定量といたしまして、給水件数1,780件、年間総配水量60万^m、1日平均配水量1,644^m、そして、主な建設改良事業を配水管布設がえ工事、量水器交換と決めました。量水器の交換につきましては、計量法により8年ごとの交換が定められております。

第3条は当年度の損益にかかわる見込みで、収益的収入の総額を1億2,830万円、収益的支出の総額を1億1,300万円とするものです。これによる収入支出は1,530万円の黒字になります。

続きまして第4条、2ページにかけましては資本取引に係る収入及び支出の予定額で、収入690万円、支出5,560万円を見込み、収支の不足額4,870万円については当年度分損益勘定留保資金等で補填をするものとします。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1,480万7,000円を定めるものです。

3ページ以降、法令に定める予算に関する説明書及び参考資料を添付しましたので、ご参照ください。

詳細につきましては予算特別委員会で説明をさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。(松澤議員「先ほどの予算の中で、質問は再度できませんか。」)どうぞ。

○3番

(松澤 文昭) すみません。先ほど意見のところ質問しなくて申しわけなかったと思っております。

先ほどの予算の中でちょっと質問したいんですが、チャオ周辺のあり方の再検討について、平成27年度の当初予算の提案説明の文書の中で、村長はこう述べられており

ます。「平成 28 年度竣工される飯島町の道の駅とも相乗効果を生み出し、上下伊那を結びつけ、村の魅力を発信し、集客を図る拠点としてチャオを再度位置づけ、中川ショッピングセンター協同組合、上伊那農業協同組合などとチャオのあり方を再検討していく。」との方針が示されております。そして、チャオのリニューアルコンセプトにかかわる意見交換会が 3 回ほど開催をされたというふう聞いていますけれども、しかし、その結果について議会にも報告がありませんし、それから、その検討結果についてどのようになっているかということも聞いておらないわけでありまして、そして、きょう示されました当初予算の方針の中、あるいは予算の概要説明の中を見ましても、その方向づけがされておらないわけでありまして、そこで、チャオ周辺のあり方の再検討につきまして村長の考えを改め聞きたいというふうに思っております。

○村 長 おっしゃるとおりですね、リニアのこともあって、上伊那、下伊那をつなぐ交通っていうか、道路網が充実をしてくると、みんな北へ南へと買い物に行きやすくなるので、商業施設ごとのですね、競争がより激しくなってくる、その一方で、魅力があれば遠くからも来てくれるかもしれないという、そういう問題意識といいますか、考え方で、チャオという、チャオ周辺のあり方を考えたときに、どうしようかというふうな問題意識がみんなが持っていたわけです。それで、それをどうしようかというふうなことで、フランスのエルメスの副社長をしておられた齋藤さんに何度か来ていただいて、それについてどういうふうな方向性があるのかというようなことでみんなで議論をし、また提案もいただきました。その中で出てきたのは、今のチャオ周辺というのは、生活の必要に応えるっていうふうなことはできているけれども、これから、そういう形で商圈が広がって競争が激しくなってきたときには、必要に応えるだけでは、なかなか、よそのほうにお客さんが、もっと安いところとか、そういうふうな形で行ってしまうだろうから、もっとお買い物の楽しみ、ショッピングの楽しみとか、わくわくするとか、うきうきするとか、そういうような、こう、ちょっと夢のある部分をですね、持たせないと苦しいのではないのかというふうなお話がありまして、その中で、中川村にはいろんなおもしろい人材なんかもいるので、そういうふうな人たちが活躍できる場になっていけば、上伊那、下伊那にない新たな魅力をチャオの横にというか、近くに、そういうものを持って、つくることができれば、チャオ自身の魅力——魅力というか、商品力と、それから、そういう新たなわくわく感のある場所としての魅力でつながって行って相乗効果ができるんじゃないのかなというところまでは行ったんですけれども、先ほどもちょっと、じゃあその後の運営をどうするんだあみたいな問題もありましたが、実のところ、それじゃあそれを、今のこの状況ですの、国とかも、そういう地方で仕事をつくっていくっていうことには、多分、上手な企画書を書ければ予算取ってくることも不可能ではないなと思いつつながら、じゃあ誰がどうやってやっていくのかという運営の体制ということを考えていったときに、ちょっとそこんところで、正直なところ壁にぶち当たっておるといっていいところございまして、そういう、理屈の上では可能性があるなと思いつつながら、そういうわくわくし

た商業施設といいますか、そういうものをですね、チャオのところにくっつけていくというふうなことについて、今、今の状態で来年度予算に盛り込むような形では、ちょっとまだ体制ができておらんというのが正直なところでございます。決して諦めた——諦めたわけではないと言いつつながら、この議会で村長からは退くわけなんですけれども、引き続きですね、何らかの形で、私、個人的にも、その事業については可能性を探っていきたいと思いますし、また、新たな 5 月以降の中川村の体制としてもですね、その可能性については引き続き模索をしていただいて、可能性もあるし、また、それができないと競争にちょっと置いていかれることにもなりかねないという気がするので、その部分は考えていかねばならないなというふうには思っております。ただ、来年度予算、来年度当初予算に盛り込むほどの、実施する、こう、人の組織の体制といいますか、そういうものがちょっとできておらずに盛り込めなかったというのが現状でございます。

○3 番 (松澤 文昭) 私の記憶では、今、村長の話でもありましたように、村長の知人でありますエルメスの勤務経験がある齋藤さんが、今、フランスと日本の貿易関係の仕事をやっておる、あるいは文化交流をしておるということで、その人をアドバイザーとして頼んでチャオのリニューアルコンセプトにかかわる意見交換会を 3 回ほど開催したというふう聞いておるわけでありまして、それにかかわる費用につきましても、確か地方創生の先行型の活性化のアドバイザー事業ですか、それに 81 万円ほど使っておりますし、それから、意見交換会にかかわる出席日数ですか、それも 13 万 5,000 円ほど使っておるわけでありまして。そういう中で、やはり 1 回、総括をする必要があるのではないかと思うわけでありまして、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○村 長 齋藤さんからは提案書というようなものをいただいております。考え方は、先ほどのような考え方というふうなことで、その辺のところをご説明とですね、かつ、じゃあ、それをどう、誰がどうやってやっていくのかみたいなところの議論みたいなことを、議会の皆さん方も入ってですね、1 回やるっていうのは、確かにおっしゃるとおり必要なことかなというふうに思っていますので、そういう機会を設けたいと思います。

○3 番 (松澤 文昭) 私が言いたいのは、村長の知人であるアドバイザーを迎えて、そして公費も使って、そして関係者を集めて検討会を開いたわけですね。村長は、今度の村長選には出ないって言っているわけですね。ですから、せめて、その会議に出た衆たちと一緒に検討会をして、総括をして、次期村長に課題だとか引き継ぎ事項を私につなげていく必要があるなというふうに思っているわけでありまして。村長の任期は 5 月 12 日まで、まだあるわけですね。2 ヶ月も。ですから、ぜひとも総括はして、次期村長に新しい課題として方向づけをしていったほうがいいんじゃないかなというふうにご提案をしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○村 長 もちろん、先ほど申し上げましたとおり、新村長の体制の中ですね、今、可能性、あるいはやるべきだというふうなテーマというものが、それ自体は明確になっているので、あと、それを誰がやるのよみたいな、どういう体制でやるのよというところが、

ちょっとこれから考えていかななくてはいけない、役場の中で金もうけをしていくとのふなれなところがありますので、いい体制ができてくるというふうな形であればですね、何らかの補助を取ってくるなり取らないなり、いろんなその資金のことなんかも、その上で考えていく必要があって、その辺の可能性が上手に積み上がっていくのであれば取り組めると思っていますので、そのことは当然引き続き検討していただきたいというふうに考えておりますので、次期村長さん、どなたになるかわかりませんが、こういう提案をいただいておって、これはぜひやるべきだと私は思うので、ぜひうまく引き継いで実現させてほしいというお話は、次期村長さんにもしますし、それからまた、当然今までかかわってくださった方にこういう提案が来たというところまではやって、じゃあこの後どうしていくのかね、誰がやるのかねというふうな形でお互いに顔を見合わせながらというふうな部分というふうなところで終わってしまっているのが現状なので、その次の先のことについて、また、再度、腹を割った話をどこかでしていかななくてはいけないのかなっていう、私からもするし、それを引き継いでいく必要があるというのは思います。考えております。

- 議 長 この際ですので、ほかに質疑ありませんか。
○1 番 (高橋 昭夫) 討論でなくていいですか。今の。
○議 長 関連ですか。
○1 番 (高橋 昭夫) はい。
○議 長 どうぞ。
○1 番 (高橋 昭夫) あ、関連じゃない。

環境の保全の形の中でリニアの関係でありますけれども、中央新幹線建設工事に伴う対策協議会、対策でありますね、このものの設置というものがありませんでした。このことはありますけれども、総務などに、このリニア、リニア推進に向けて、つまり前向きに村がこれからというような部分のものの書き上げがないので、対策以外にですね、その辺をどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

- 村 長 リニアの工事に関しましては、もう対策協議会の委員の一人として、住民の皆さんからさまざまな不安の声、心配の声が出ているというふうなことは、もう肌身で感じておられると思いますし、まずそれに応じていくのが必要だというようなことで対策協議会を立ち上げました。それが、これからもう少ししばらく先になってできてきたときにどういうふうな、工事期間中のマイナスの部分が今一番心配なんですけど、そのできた後にどういうふうなメリットあるいはプラスがあるかというふうなところはですね、これからだんだんと見えてくることもあるかと思っています。だから、それにつきましても、今のお話のとおり、次の村長さんの中でそれについてこういうふうな形で検討したいというふうなことがあればやっていただくことになるかと思っておりますので、当面、私としては、今まで、まず目先の工事に伴う住民生活への悪影響というものをいかに抑えていくかというふうなことにまずは集中すべきだというふうなことで、そのことをしてきたわけですが、それから先のことについては、また新村長さんにご提案をいただいて、どういうお話、どういう反応なのか、私はわかりませんが

ども、その中で、新たに議会あるいは村民、住民の皆さん方と一緒にですね、何らかの形で考えるなり考えないなり、わかりませんが、していくというふうな問題であるかと思っておりますので、この時点で、ここで、来年度予算の中でですね、骨格予算だと言っている中で、そのことについては、お答えはしづらいかと思っております。

- 議 長 ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議 長 これで質疑を終わります。
お諮りします。

議案第13号から議案第19号までの7議案については、9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

- [「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第13号から議案第19号までの7議案については、9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

予算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いします。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

ご苦労さまでした。

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後2時18分 散会]